

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成27年 5月22日
【会社名】	株式会社ジーフット
【英訳名】	GFOOT CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堀江 泰文
【本店の所在の場所】	名古屋市千種区今池三丁目 4 番10号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区新川一丁目23番 5 号 (本社)
【電話番号】	0 3 (5 5 6 6) 8 8 5 0
【事務連絡者氏名】	常務取締役 管理担当 三津井 洋
【縦覧に供する場所】	株式会社ジーフット本社 (東京都中央区新川一丁目23番 5 号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

1【提出理由】

平成27年5月21日開催の当社第44回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年5月21日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金12円

第2号議案 定款一部変更の件

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるよう定款一部変更を行うものであります。

第3号議案 取締役11名選任の件

松井博史、堀江泰文、三津井洋、丹下浩二、小坏博史、守一善樹、秀島高広、高田覚司、末松学、三浦隆司及び柴田昭久の11氏を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

下山宏氏を監査役に選任するものであります。

第5号議案 取締役及び監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

任期中の取締役6名及び監査役1名に対し、当社所定の基準により相当額の範囲内で、退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給を行うものであります。

第6号議案 取締役報酬等改定の件

取締役の報酬等は引き続き年額360百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、このうち、金銭による報酬額として、業績連動報酬部分を含めて年額300百万円以内（うち社外取締役分年額30百万円以内）、株式報酬型ストックオプション公正価値分として、年額60百万円以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	178,746	168	-	(注)1	可決 99.91
第2号議案	177,671	1,243	-	(注)2	可決 99.31
第3号議案				(注)3	
松井 博史	178,723	191	-		可決 99.89
堀江 泰文	178,698	216	-		可決 99.88
三津井 洋	178,718	196	-		可決 99.89
丹下 浩二	178,722	192	-		可決 99.89
小坪 博史	178,703	211	-		可決 99.88
守一 善樹	178,718	196	-		可決 99.89
秀島 高広	178,718	196	-		可決 99.89
高田 覚司	178,698	216	-		可決 99.88
末松 学	178,709	205	-		可決 99.89
三浦 隆司	177,704	1,210	-		可決 99.32
柴田 昭久	178,697	217	-		可決 99.88
第4号議案				(注)3	
下山 宏	177,448	1,466	-		可決 99.18
第5号議案	178,526	388	-	(注)1	可決 99.78
第6号議案	177,253	1,661	-	(注)1	可決 99.07

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上